

檜枝岐村地域おこし協力隊募集要項

福島県檜枝岐村は、尾瀬国立公園に代表される豊かな大自然を擁し、裁ちそばなどの固有の食文化と檜枝岐歌舞伎などの歴史的な文化を育んでいます。村はこれまで、地域と一体となって「持続可能な村づくり」を目標に、観光業を中心とした地域の産業振興と雇用の安定確保を促進してきました。

しかしながら、当村地域は少子高齢化による人口減少と、観光客の減少による産業の低迷等、厳しい状況が続いております。

このため、地域の魅力を外部の視点で発掘し、磨き上げ、情報発信、観光誘客、商品開発によるブランド強化等につなげ、地域活性化と産業振興と一緒に取り組んでいただける方を、「檜枝岐村地域おこし協力隊」として下記のとおり募集します。

1 募集人員

若干名

2 活動内容

村の活性化や持続・発展するための業務

①「山人（やも一ど）家」勤務、商品開発

- ・村内事業所の「山魅（さんみ）」が経営する道の駅構内お土産・食事処「山人家（やも一どや）」勤務（4月～10月）及び商品開発

②観光活性化

- ・観光に関する事業のほか、村有施設や村内空き家を活用した交流施設等の検討や事業実施

③文化・伝統芸能継承

- ・檜枝岐村の文化、歴史等の調査及び資料管理

※いずれの業務においても業務に支障をきたさない範囲での副業及び、**檜枝岐歌舞伎「千葉之家花駒座」の座員として檜枝岐歌舞伎の継承活動への参加を積極的に推奨します**

3 勤務条件

（１）雇用形態・期間

会計年度任用職員として村長が任命します。雇用期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度の途中で任用された場合は、任用さ

れた日の属する年度の末日までとなります（最大3年まで延長可）。

（2）給料等

- ・年額240万円以上（年額を12等分して毎月支払います）
※前歴計算いたします
※社会保険料等の個人負担分は差し引かれます
- ・期末手当あり

（3）勤務日数及び勤務時間

勤務日数：1週間につき5日以内で1ヶ月ごとに勤務日を割り振ります

勤務時間：午前8時30分～午後5時15分

※土、日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となりますが、活動内容に応じ休日等の勤務もあります。その場合は休日を振り替えます。勤務時間は業務内容により、1日の勤務時間7時間45分を確保したうえで変更することができます。

（4）その他

- ・活動中の住居は村で手配し、家賃は村が負担します
※光熱水費、通信料、燃料費等は自己負担となります
- ・年次有給休暇等があります
- ・加入保険は会計年度任用職員制度に準じます

3 活動地

檜枝岐村内

4 応募及び採用

（1）応募期間 令和7年9月～令和7年10月末

（2）応募要件 次の①から⑦までのいずれにも該当する方

①檜枝岐村の振興・活性化に強い志を有し、応募の時点で年齢20歳以上、50歳未満の心身共に健康で誠実かつ楽しく職務を行ってくれる方

②応募の時点で、3大都市圏内（※1）又は都市地域（条件不利地域（※2）を除く）に居住している方で、採用後に檜枝岐村へ住民票を移し、生活の拠点を移すことが可能な方

※1「3大都市圏」：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の区域の全部

※2「条件不利地域」次のいずれかの対象地域を有する市町村

1.過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、2.山

村振興法、3.離島振興法、4.半島振興法、5.奄美群島振興開発特別措置法、6.小笠原諸島振興開発特別措置法、7.沖縄振興特別措置法
詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-
gyousei/02gyousei08_03000066.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-
gyousei/02gyousei08_03000066.html)

- ③普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方
- ④ワード、エクセル等汎用ソフトの基本的な操作等パソコンの一般的な操作ができる方
- ⑤地域住民や関係団体と積極的にコミュニケーションを図り、活動に意欲と楽しさを持って取り組める方
- ⑥協力隊期間終了後、檜枝岐村に定住し就業または起業しようとする意思がある方
- ⑦村の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

ただし、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成又はこれに加入した方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方

(3) 応募方法

採用を希望される方は、檜枝岐村地域おこし協力隊申込書を、(6)の申込み先に郵送またはメールしてください。(郵送の場合は「配達記録」等により、確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします)

なお、応募書類の返却はいたしませんのでご了承ください。提出された履歴書の個人情報、個人情報保護条例により、厳重に管理します。また、取得した個人情報は採用のためだけに使用し、目的以外に使用することはありません。

(4) 選考方法

1、第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員にメールで通知します。第1次選考合格者には第2次選考の詳細をお知らせいたします。

2、第2次選考

面接試験（場合によってはオンライン）を行います。日時は随時決定し、
選考結果は後日郵送またはメールで通知します。

(5) 任用日

令和8年4月1日（4月2日以降の場合は随時）

(6) お問い合わせ・申込み先

檜枝岐村総務課（担当：星）

福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原 880

電話：0241-75-2500

E-mail：planning@vill.hinoemata.lg.jp

【郵送の場合】

〒967-0525

福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原 880

檜枝岐村総務課 星 宛